

平成30年3月30日

公益財団法人日本関税協会
大阪支部事務局長 殿

大阪税関業務部
管理課長 中村 浩

炭素鋼製突合せ溶接式継手に対して課する不当廉売関税の発動について

平素は税関行政にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、標記のことについて、関税定率法第8条第1項、第2項及び第32項の規定に基づき、「炭素鋼製突合せ溶接式継手に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令の一部を改正する政令」(平成30年政令第121号)が制定され、下記のとおり、炭素鋼製突合せ溶接式継手に対して不当廉売関税が発動されることになりました。

つきましては、貴会会員の皆様に周知していただきますよう、よろしく願いいたします。

記

1. 該当物品及び統計品目番号

関税定率法の別表第7307.93号に掲げる物品(炭素鋼製突合せ溶接式継手)で、平成30年3月31日から平成35年3月30日までの期間に輸入されるもの(大韓民国又は中華人民共和国(香港地域及びマカオ地域を除く。以下、単に「中国」と表記)を原産地とするものに限る。)

別表第7307.93号に掲げる物品には炭素鋼製以外の突合せ溶接式継手も含まれますが、平成30年4月1日以降統計に計上される物品については、下記及びのとおりに統計細分が設けられます。同日以降、不当廉売関税の対象となる貨物の統計細分は下記となりますので、ご注意ください。

7307.93-010(炭素鋼製のもの(第72類の注1(d)の鋼を材料として製造されたもののうち、第72類の注1(f)のその他の合金鋼を材料として製造されたものを除く。))
7307.93-090(その他のもの)

2. 不当廉売関税の税率

原産地	不当廉売関税の税率
大韓民国	69.2%(ただし、ティーケー・コーポレーション(TK CORPORATION)により生産された炭素鋼製突合せ溶接式継手にあつては、41.8%)
中国	57.3%

別表第7307.93号に掲げる物品の関税率(基本税率)は無税です。

以上

不明な点がございましたら、大阪税関業務部通関総括第1部門
(06-6576-3313)までお問い合わせください。